

～農林水産省生物多様性戦略改定のための提言～

令和2年2月17日  
農林水産省生物多様性戦略の  
見直しに関する有識者研究会

生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）が中国（昆明市）で2020年10月に開催され、愛知目標の進捗状況を踏まえたポスト2020目標が決定することが見込まれている。これに伴い、日本を含む各締約国は同目標の実施に向けて、次期国家戦略を策定することが求められることとなる。

また、IPBES<sup>※1</sup>より2019年5月に、人類活動によって今後数十年間で約100万種の動植物種が絶滅危機リスクに陥ると報告されたことや、2018年3月に貿易の拡大によりサプライチェーンが国境を越え、生産現場等における生物多様性への負荷が消費者に認知されていないと報告がなされている。

さらに、FAOより2019年に発表された「THE STATE OF THE WORLD'S BIODIVERSITY FOR FOOD AND AGRICULTURE」によると、花粉媒介昆虫等や土壌生物など食料と農業における生物多様性は食料安全保障だけでなく持続可能な開発目標の達成において不可欠であるが、生物多様性は遺伝子、種、生態系のいずれのレベルでも減少を続けており、食料安全保障と持続可能な社会の実現が危ぶまれていることが報告されている。

この他、近年、投資家等による企業価値評価の判断材料としてESG<sup>※2</sup>の存在感が高まるなど企業経営における環境保全の取組が大きく注目されつつあることや、国内における政策の変化として、農林水産業や農山漁村の政策における生物多様性の保全に大きく関係する食料・農業・農村基本計画の見直しに向けた検討や漁業法の一部改正が行われている状況にある。

このような近年の国内外の状況を踏まえ、「農林水産省生物多様性戦略の見直しに関する有識者研究会」は、同戦略の改定にあたり、以下の論点を追記・検討することを提言する。

1. 農林水産政策における生物多様性に関する基本的な方針

農林水産省は、関係省庁・地方自治体・民間企業・NPO・研究機関等と連携し、環境と経済の両立に向けて「農林水産省生物多様性戦略」を事業活動、自治体の運営及び地域の環境保全活動、消費者行動を促すことなど、各主体の本業において活用するように促すこと。

2. 農林水産業や農山漁村が育む生物多様性

・生物多様性と共生した農林水産業や農山漁村は農林水産物を供給するだけでなく、洪水防止や水質の浄化、地域の特色ある伝統文化や農村景観などの生態系サービスと農林水産業との相乗効果を生み出していること、その基盤として農山漁村の振興が重要であること。

- ・近年、生物多様性は「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR：Ecosystem-based Disaster Risk Reduction）」、「グリーンインフラ」など気候変動適応、防災・減災、水質の浄化等の様々な社会的課題の解決に貢献すると期待されていること。
- ・体験学習等を通じて、国民一人一人に農林水産業や農山漁村が育む生物多様性の重要性について、理解を促進すること。
- ・農林水産業や農山漁村による正の影響、負の影響について触れ、環境と経済の両立のためには、農林漁業者の理解を深めることが重要であること。

### 3. 持続可能な生産と消費の促進（つくる責任・つかう責任）

- ・サプライチェーンが国内のみならず海外にも及んだことで、農林水産物の輸入が生産地に環境へ影響を及ぼしうること、他方で、農林水産物・食品の輸出促進にあたっては、相手国の市場に応じた持続可能性認証（例えば、RSPO認証※<sup>3</sup>）などの取得が課題となっている状況を踏まえ、食品産業をはじめとする民間事業者の「つくる責任・つかう責任」が重要であること。
- ・サプライチェーンにおける生物多様性への影響について触れ、生物多様性の保全と持続可能な生産と消費のあり方に関する考え方、特に、環境に配慮した製品の購入や食品ロス・プラスチックごみ（海洋生態系に悪影響を与える可能性が懸念されるマイクロプラスチック等）の削減等、消費者の行動変容を促すことが重要であること。
- ・食育など消費者及び事業者の理解や関心を高める取組と連携して、消費と生物多様性の関連性について普及・啓発を図ること。

### 4. 持続可能な開発目標（SDGs）

農林水産省が実施している生物多様性に関連する施策とSDGsやポスト2020目標との関係性について整理すること。

### 5. 気候変動と生物多様性

- ・気候変動により、多くの種の生息地に変化が生じることや、特定の種は絶滅速度が加速化するほか、陸と海の利用の変化、生物の直接的採取など他の自然への悪影響を深刻化させるなど生物多様性への影響について整理すること。
- ・気候変動による農林水産業や農山漁村への影響について触れ、農林水産分野における気候変動適応策、緩和策と生物多様性との相乗効果やトレードオフの可能性について検討すること。
- ・自然の働きによって低いコストで環境・社会・経済に便益をもたらし、社会にレジリエンスをもたらすこれらの解決策を「自然を基盤とした解決策（NbS：Nature-based Solutions）」として、気候変動や生物多様性等の国際会議で議論されていること。

## 6. 実施体制の強化

環境と経済の両立に向けて、サプライチェーン全体に対して「農林水産省生物多様性戦略」の実施を促すため、以下の事項について検討すること。

- ・「農林水産省生物多様性戦略」の実効性を高め、現場での取組を着実に進めるために実施体制を強化すること。
- ・農林水産省の各関係部局庁の役割を明確にするとともに、関係省庁・民間企業・地方自治体・NPO・研究機関等の多様な主体が連携し、かつそれぞれが主体性をもって行動することが重要であること。特に、地方自治体や民間企業等による優良な取組事例を国内外の投資家や消費者に向けて情報発信すること。なお、情報発信にあたっては情報を受け取る対象ごとに整理すること。

- ※1：IPBESは、世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織。正式名は「生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services）。
- ※2：ESGは、環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の英語の頭文字を合わせた言葉。投資にあたり、企業の価値を測る材料として、非財務情報であるESG要素を考慮する投資を「ESG投資」という。例えば「E」は地球温暖化対策、「S」は労働者の人権、「G」は取締役の構成等。
- ※3：RSPO認証は、生産量増大による生産国の環境や近隣コミュニティへの影響・負荷の軽減を図り、持続可能なパーム油製品の生産、購買、利用を認証とする国際規格。WWFなど国際NPOが運営。